



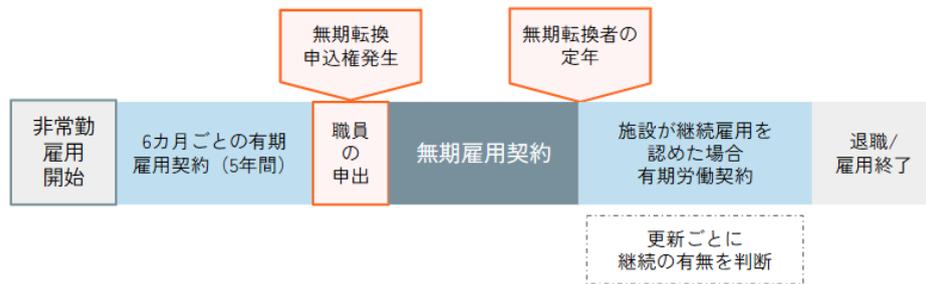
各位

日頃より業務にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

労働契約法の無期転換ルールによって無期雇用に転換した非常勤職員について、2025年4月から定年制度を設けましたためご案内いたします。

内容

- 2025年4月1日より、非常勤職員の無期雇用転換者の定年を【65歳の誕生日の属する賃金計算期間の締切日】とします。
- 入職時の年齢により、65歳以降に有期労働契約が初めて通算5年を超える場合も一度は無期転換権は発生します。無期転換時に65歳を超える場合は『無期転換から1年経過後の誕生日の属する賃金計算期間の締切日』といたします。
- 無期契約定年後は、法人が継続雇用を認めた場合、有期雇用として契約が可能です。



年齢・契約状況別の定年日

① 2025年4月1日以降に無期転換する職員

年齢	無期雇用の定年日
無期労働契約に転換する時点で65歳未満	65歳の誕生日の属する賃金計算期間の締切日
無期労働契約に転換する時点で65歳以上	無期転換日から1年経過後の誕生日の属する賃金計算期間の締切日

② 2025年4月1日時点で既に無期転換している職員

年齢	無期雇用の定年日
65歳未満	65歳の誕生日の属する賃金計算期間の締切日
65歳以上	2025年4月1日から1経過後の誕生日の属する賃金計算期間の締切日

今後の対応

- 無期雇用転換の雇用契約書を作成しましたため、2025年4月以降ご利用ください。
- 現在、無期転換雇用契約をされている方についても定年設定をご説明の上、以下の契約書で契約をしてください。
 - 雇用契約書（非常勤 無期転換雇用）_20250401
上記書式は：4月以降ポータルサイトに掲載いたします。

無期転換の定年後について

- 無期雇用契約の定年後は双方が継続雇用に同意した場合、有期労働契約で働き続けることが可能です。有期雇用契約書（一般の非常勤職員と同じ書式）を利用ください。

就業規則の改定

- 就業規則の変更事項は別途ご案内いたします。